

第3章 共通要素別のガイドライン

第3章 共通要素別のガイドライン

本章では、各施設共通する要素であるフェンス類、ポール類、擁壁、設備類、舗装類、駐車場・駐輪場、仮囲い、樹木類、公共サイン、色彩の景観形成の「方針」、「考え方」、「配慮事項」についてまとめています。

「方針」は、それぞれの共通要素の景観形成において柱となる事項を示しています。「考え方」は、方針の背景や重視すべき内容を記載しています。「配慮事項」は、方針と考え方に基づき、設計・工事において景観上配慮すべき事項です。「事例写真」は、この配慮事項について、良好な景観の形成に向けた発想の手掛かりとなり、具体例をイメージしやすくなるように写真を用いて解説をしています。

また、共通要素別のガイドラインは、対象施設と対象施設周辺との関係性と、対象施設本体の景観形成について取り扱います。



方針

各共通要素における方針を示しています

考え方

各共通要素における方針の必要性などの考え方を示しています

配慮事項

各共通要素における方針の配慮事項を示しています
注) →印は例示

事例写真

上記の配慮事項に対応した事例写真(番号は配慮事項に対応)を示しています

要素の項目

共通要素の名称を示しています

1 フェンス類

方針 周辺と調和した形態・意匠に配慮

考え方 フェンス類(転落防止柵、横断防止柵、敷地境界フェンス等の柵上施設)は、安心・安全に配慮することが必要ですが、基本的に景観として目立ち過ぎることを避けることで景観の向上につなげることが出来ます。
そのため周辺と調和し、あまり目障りなものとならないように視線の透過性や控えめなデザイン、色彩の工夫に配慮することが重要です。

配慮事項

- ①周辺と調和し、すっきりとした落ち着いた形態・意匠とする。
→周辺の地域特性を活かす場合は、その特性を模倣したデザインを避ける
→景観に配慮した防護柵の設置ガイドラインで推奨されている色(ダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレー)を基本的に用いることに配慮(国土交通省より)
- ②フェンス等の形態・意匠は、安心・安全を考慮した上で過度に目立たないように配慮する。
→緑などを背景とする防護柵の色は、安心・安全を考慮した上で周辺の自然景観に馴染むように配慮
→防護柵等を自立させないような色柄にした場合、反射テープを設置するなど、安心・安全に必要な措置に配慮
- ③フェンス等と緑との組み合わせにより隠いづくりを避ける。
- ④経年変化に配慮した素材の選定に配慮する。
→維持管理等を考慮したうえで、木材や石材等の自然素材の活用を配慮

▲防犯用ロックサーズの隠れ美観を活かした景観形成している(横浜市)【Q】

▲景観に配慮した色合いを持つとともに防護柵のガイドラインに基づいた色合い(国土交通省)【Q】

▲フェンスと緑の組み合わせで隠いづくりを避けている(北沢)【Q】

▲横断防止柵として木材のプランターを設けている(和光市)【Q】

1 フェンス類

方針 周辺と調和した形態・意匠に配慮

考え方

フェンス類（転落防止柵、横断防止柵、敷地境界フェンス等の柵上施設）は、安心・安全に配慮することが必要ですが、基本的に景観として目立ち過ぎることを避けることで景観の向上につなげることができます。

そのため周辺と調和し、あまり目障りなものとならないように視線の透過性や控えめなデザイン、色彩の工夫に配慮することが重要です。

配慮事項

- ① 周辺と調和し、すっきりとした落着きのある形態・意匠とする。
 - 周辺の地域特性を活かす場合は、その特性を模倣化したデザインを避ける
 - 『景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン』で推奨されている色を（ダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレー）（国土交通省より）を基本的に用いることに配慮
- ② フェンス等の形態・意匠は安心・安全を考慮した上で過度に目立たせないように配慮する。
 - 緑などを背景とする防護柵の色彩は、安心・安全を考慮した上で周辺の自然景観に馴染むように配慮
 - 防護柵等を目立たせないような色彩にした場合、反射テープを設置するなど、安心・安全に必要な措置に配慮
- ③ フェンス等と植栽との組み合わせにより潤いづくりを図る。
- ④ 経年変化に配慮した素材の選定に配慮する。
 - 維持管理等を考慮したうえで、木材や石材等の自然素材の活用に配慮

事例写真



▲旧造船所ドックヤードの歴史的資源を活かした横断防止石としている／横浜市【①】



▲車道側に広がりを持たせるとともに防護柵のガイドラインに基づいた色としている／品川区【②】



▲フェンスに多様な植栽を組み合わせる潤いや魅力づくりに配慮している／北区【③】



▲横断防止柵用として木材のプランターを設けている／和光市【④】

方針

周辺と調和した形態・意匠に配慮

考え方

ポール類（照明ポール・信号機ポール・標識ポール、車止め等）は、高さのあるものであり意識されやすいものですが、周辺の施設や眺望対象をできるだけ遮らないような配置やデザインに配慮することが重要です。

夜間照明は、電力の節減や省力化に十分配慮することが必要ですが、必要な時と場に応じて夜の魅力や賑わいづくりに配慮することも重要となります。

配慮事項

①設置位置は歩行者の通行や眺望に配慮する。

→眺望対象がある場合は、できるだけ眺望を阻害しない位置に配慮

②周辺やその場にふさわしいデザインとし、過度な装飾や色彩を控えることに配慮する。

③信号機、標識のポールや路上設備等は目立たない、落ち着いた色彩に配慮する。

④信号機、標識、照明灯等の共架・統合化を考慮し、施設・数量等の合理化に配慮する。

⑤電柱等は道路空間がすっきりとした快適な景観となるよう、その配置や付帯設備の統合化に配慮する。また無電柱化に向けた検討に配慮する。

⑥夜間照明は、光源の位置、明るさ色などを工夫してその場にふさわしい光による夜の表情づくりに配慮する。



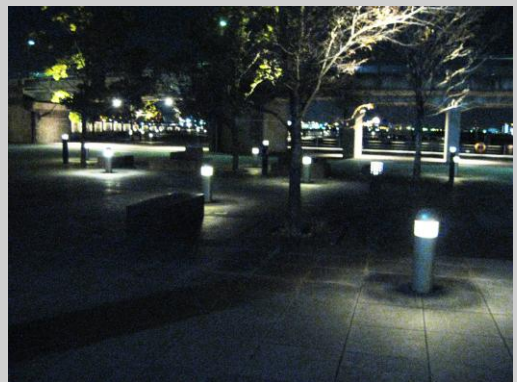
▲防護柵とフットライトの一体性に配慮したデザインとしている／墨田区【②】



▲水辺との調和に配慮した木材の照明灯としている／練馬区【② ③】



▲照明灯と信号機の統合化に配慮されている／さいたま市【④】



▲フットライトを近接させて、場の演出性を高めている／横浜市【⑥】

事例写真

方針 周辺との調和や圧迫感の軽減に配慮

考え方

擁壁は、その機能から安全面や構造面に十分な配慮が必要ですが、長大で無機質となる場合や圧迫感を与えることもあるため、景観的な配慮が重要となります。

擁壁の断面や素材、仕上げに対する配慮と擁壁部の緑化などで周辺との調和を図り、圧迫感の軽減を行うことが重要です。なお、見えがかり部のデザインにおいては、過度なグラフィックや目立ち過ぎる色彩を控えることが重要です。

配慮事項

- ① 周辺との調和を考慮したシンプルなデザインに配慮する。
- ② 圧迫感の軽減や周辺の調和に配慮する。
 - 植栽などにより擁壁面や擁壁上部等の緑化に配慮
 - できるだけ擁壁の勾配を緩やかにすることに配慮
- ③ 長大な擁壁面はできるだけ避け、形態の分節・分割化を図る。
- ④ 耐久性のある素材の選定や仕上げとする。
- ⑤ 擁壁面の過度なグラフィックや目立ち過ぎる色彩は控える。

事例写真



▲ 周辺の防護柵と調和したシンプルなデザインの擁壁とし、上部に緑を配し、潤いづくりに配慮している
／墨田区【① ②】



▲ 緑化用ブロックの擁壁面とし、上部に低木等を植栽している
／町田市【②】



▲ 擁壁の仕上げとしてレンガ類を用いている
／中央区【②】



▲ 分割化や曲線のデザインを用いて長い擁壁面の単調さや圧迫感の軽減に配慮している
／川崎市【③】

4 設備類

方針 周辺との調和や設置空間への配慮

考え方

設備類を設置する場合は、歩行者等の安全性の確保とともに、景観の阻害要因や歩行空間の妨げとならないようにすることが重要です。そのため、その配置やデザインにおいては、周辺との調和や過度の露出に対する配慮が必要となります。

配慮事項

- ① 通行上邪魔にならない適正な配置に配慮する。
- ② 周囲と調和するよう、本体のデザインに配慮する。
- ③ 過度な露出になる場合は、周囲を緑や障壁等による遮へいに配慮する。

事例写真



▲ 防護柵とフットライト、設備類の形態や色彩を調和させている／墨田区【① ②】



▲ 設備類の周囲に緑を配し、目立たなくしている／港区【③】



▲ 設備機器を木製の柵で囲い修景している／板橋区（板橋）【③】



▲ 設備機器を歩道側から目立たないように、サインの後ろに隠している／目黒区【③】

方針 場所にふさわしいデザインに配慮

考え方

舗装部は、周辺の施設やそこを利用する人々を引き立てる役割と認識する必要があります。
併せて舗装面は、利用者にとって安全で快適に通行できる舗装素材や視認性等に配慮することが重要です。
また、過度の色調や表現を控え、周辺やその場にふさわしいデザインに配慮することも重要となります。

配慮事項

- ① 周辺と調和したデザインに配慮する。
 - 必要以上に舗装面が目立つ強い色彩・舗装パターンは控える
 - 歩道と自転車道が隣接する場合は、安全性に配慮するとともに一体的・連続的なデザインに配慮
 - 舗装パターンや色彩は、街並みや周辺の緑などを引き立てるよう、シンプルでベーシックなデザインに配慮
- ② 隣接する施設の舗装デザインに配慮する。
- ③ 地域らしさの要素を取り入れた品のある魅力づくりに配慮する。
- ④ 滑りにくく歩きやすい舗装材の選定に配慮する。
- ⑤ 視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合には、視認性の高い舗装面の色彩選定に配慮する。

事例写真



▲歩行者ゾーンと自転車ゾーンをまとまりのある色彩で区分している／千代田区【①】



▲駅前のタクシースタンドの舗装に緑化用ブロックを採用し、潤いを与えている／朝霞市【① ②】



▲公園と歩道に同じ舗装材を使用し、一体性を確保している／品川区【② ⑤】



▲道路面に周辺の歩道との調和に配慮した舗装、素材を用いている／中央区【③】

方針 周辺からの見え方や潤いづくりに配慮

考え方

駐車場・駐輪場は、人や車の安全性や誘導性を確保することは当然のことですが、景観形成においては駐車場・駐輪場を直接見えにくくすることが重要です。

そのため、周辺から見て駐車場・駐輪場が過度に露出しないよう、その配置の検討や周囲を緑等で修景することが重要となります。

配慮事項

- ①道路等から見て過度に露出しないような配置に配慮する。
 - 特に立体駐車場は、できるだけ目立ち過ぎないような配置や構造、形態・意匠を工夫し、周辺との調和に配慮
 - 外周部を樹木類により間接的な遮へいに配慮
- ②周辺との調和を考慮した緑化やゆとり空間の確保に配慮する。
 - 外周部は周辺への環境に調和した緑化に配慮
- ③大規模にならないように適切な分節・分割に配慮する。
- ④舗装面は、できるだけ緑化や環境に配慮する。
 - 緑化用舗装ブロックや透水性舗装の活用に配慮
- ⑤入口部の明示や見通しの確保に配慮する。
 - 入口部に高木植栽やゲート等を集約し、入口部の明示に配慮
 - 出口付近には中高木の植栽は行わない等、出口部の見通しの確保に配慮

事例写真



▲壁面緑化に配慮した駐車場としている／三島市【①】



▲駐輪場を遮へいするため外周部フェンスをつる性植物で緑化している／品川区(民間施設)【① ②】



▲芝生により駐車舗装面を緑化している／さいたま市
(出典：景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」)【④】



▲駐車場・駐輪場の入口部に中木を植栽して、入口部を明示している／千葉市【⑤】

方針

圧迫感の軽減に配慮

考え方

工事等に用いる仮囲いは、街並みと不調和になる場合や歩行者等に対して圧迫感や違和感を与える場合があります。

そのため、周辺との調和や圧迫感などの軽減を図るため、形態・意匠や緑化に対する配慮が重要となります。

配慮事項

- ①周辺との調和を考慮した素材や色彩に配慮する。
- ②長大な仮囲いを設置する場合は、圧迫感の軽減や潤いづくりに配慮する。
 - 障壁の一部に透明なアクリル板など、透過性材料の使用に配慮
 - 仮囲いの緑化を図り、潤いづくりに配慮
- ③工事の内容や施設の完成姿等を分かりやすく表示するなどに配慮する。
 - 表示においては、それが過度にならないように配慮

事例写真



▲周辺の外構と調和したデザインを施している
／千代田区【①】



▲中の様子が見えるようにスリット部を設けている
／板橋区(成増)【②】



▲障壁緑化に配慮している／渋谷区【③】



▲完成イメージが分かりやすいように表示している
／成田市【④】

方針 樹木の保全・活用や維持管理に配慮

考え方

緑は都市空間に潤いや安らぎを与えてくれる重要な景観要素です。そのため、まとまりのある既存樹木や地域のシンボルとなる樹木を保全・活用し、地域にふさわしい樹木類の景観を創出することが重要です。緑の樹形や彩り、樹種のつながり、または他の樹林とのつながりに配慮することは、緑による都市の軸線や季節の変化、美しさや賑わいづくりとして重要です。また、生物の生息・生育環境にとっても重要となります。時間の経過に配慮した樹種の選定や、周辺等への影響や植栽後の維持管理に対する配慮が重要です。

配慮事項

- ①巨樹や古木やまとまりのある樹木や群生等は積極的に保全・活用に配慮する。
- ②街並みや他の樹林地との連続性に配慮する。
 - 崖線やまとまりのある斜面樹林とのつながりに考慮した樹種の選定に配慮
- ③地域にふさわしい樹種の選定や季節感を創出するような魅力づくりに配慮する。
 - 生物の生息・生育を考慮した多様性に富む緑の創出に配慮
 - 季節変化により新緑、紅葉、落葉、開花、結実等の様々な表情をもつ樹種や、樹形・樹皮等の美しい樹種の選択に配慮
 - 公園や緑地、沿道等への草花の配植にあたっては、景観を彩る美しい品種の選択に配慮
 - 景観樹木のガイドラインの活用
- ④シンボリックな樹木類によって場の印象づけに配慮する。
 - 公共建築物や公園の出入り口部、駅前広場などにシンボル樹の植栽に配慮
- ⑤周辺への影響や維持管理に配慮した樹種の選定に配慮する。
 - 落葉や害を及ぼす鳥などへの配慮や数十年後の生長に配慮（大きくなり過ぎて周辺に悪影響）
 - 景観樹木のガイドラインの活用

事例写真



▲交差点部にある志村一里塚に樹木を植栽して、場の印象づけを図っている／板橋区(志村一里塚)【①】



▲街路樹と周辺の住宅地のみどりとの連続性が保たれている／板橋区(高島平のけやき並木)【②】



▲季節の変化が感じられるような樹種の選定に配慮されている／練馬区【③】



▲駅前にシンボルツリーを植栽し、場の印象づけを図っている／蕨市【④】